

大仙美郷介護福祉組合特別養護老人ホームの入所決定等に関する
規則の一部を改正する規則
改 正 要 旨

I 改正理由

介護保険関係法令改正に伴い、要介護1又は2の特例的な入所に関する取扱い等について、所要の整備をする必要がある。

II 改正内容

1 特例入所要件（第2条関係）

特別養護老人ホームの入所申込みができる者は、要介護3から5までの認定を受けた者のうち、特別養護老人ホームに入所することを希望する者とする。ただし、要介護1又は2の認定を受けた者であって、次の各号に掲げるいずれかの要件（以下「特例入所要件」という。）に該当する場合は、入所申込みができるものとする。

- (1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状、行動及び意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である場合
- (2) 知的障害又は精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状、行動及び意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である場合
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全及び安心の確保が困難である場合
- (4) 単身世帯である若しくは同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援サービスが十分に提供されないことにより、在宅生活が困難な状態である場合

2 特例入所希望者の取り扱い（第11条関係）

要介護1又は2の認定を受けた者の入所申込みの取り扱いは、次に掲げるところによることとする。

- (1) 所長は、要介護1又は2の認定を受けた者の入所申込みについて、入所申込書及び所要の調査に基づき、第2条第1項各号に定める特例入所要件に該当する者（以下「特例入所希望者」という。）かどうかの判断を行う。
- (2) 所長は、前号により特例入所希望者であると判断し、第4条の規定に基づき待機順位を決定した際、特例入所希望者が上位となっ

た場合又は上位になると見込まれる場合には、当該特例入所希望者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）に特例入所希望者とする判断の妥当性等について意見を求める。

（３） 所長は、前号の規定による保険者市町村からの意見を踏まえ、第 6 条から第 10 条までの規定により取り扱う。

3 事業の変更又は廃止による入所

短期入所生活介護事業所（組合が設置するものに限る。）の変更又は廃止に伴い、当該事業を利用中の入所待機者が、従前と同等のサービスを受けることが困難となる等、著しく不利益を受けることとなる場合は、委員会の議を経て、当該入所待機者を確定入所順位 1 位に繰り上げることができるものとする。

III 施行期日

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。